

金沢市中小企業テレワーク導入支援助成金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、緊急時における企業活動の継続を可能とする職場環境づくりを推進するため、テレワークの導入を行った中小企業の事業主に対して、機器購入費用の一部を助成します。

1. 対象となる事業主

次の①～③いずれにも該当する事業主

- ①市内に本社がある中小企業であること
- ②令和2年4月1日以降に、国の「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース又はテレワークコースに係るものに限る）」の交付決定を受けていること
- ③市税の滞納がないこと

2. 対象となる機器

パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末機器
（テレワークに利用する端末に限る）

※テレワークを実施した労働者数を超える台数は対象になりません

※国助成金や他の類似制度の補助対象となった機器は対象になりません

3. 助成額

対象機器購入費の1/2（1万円未満切捨） 限度額30万円

※配送費・設定費・事務手数料は対象になりません

4. 申請方法

※詳細につきましては、決定次第、速やかにお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

* 国の制度見直しにより変更となる場合があります。

申請・問い合わせ先

〒920-8577（住所記載不要） 金沢市 経済局 労働政策課
TEL:076-220-2199 E-mail:roudou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市はたらくサイト

検索

